

令和8年第4回総会

山武市農業委員会会議録

令和8年4月6日 開会

令和8年4月6日 閉会

令和8年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月6日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
(1) 保留案件について
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について
(3) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
(4) 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
(5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
(6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 議案第1号 保留案件について
日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
日程第7 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第8 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和8年4月6日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

議長

これから令和8年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号11番小山委員及び議席番号13番花檀委員を指名いたします。

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第3、議案第1号、保留案件についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

本件は、ただいまの説明にあったとおり、令和8年第2回総会において、申請人と関係者の協議が調っていないことから保留となった案件でございます。

その後の状況について、地区担当推進委員の鈴木委員に報告を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。議案第1号、申請番号1について説明をいたします。

こちらは第2種農地への太陽光発電施設設置を目的とした申請です。事務局の説明と多少重なるところがございませけれども、お聞きいただければと思います。

2月の総会の時点では、6名中3名の隣接農地所有者への説明ができておらず、同意が確認できていないことから保留となっております。その後、申請者から残り3名への説明が行われ、1名は直接対面にて説明ができました。特に反対意見はなかったということです。

残り2名につきましては、資料の11と13ページにもございますけれども、直接会うことができなかつたため、配達記録付きの郵便で説明資料を送付してございます。2月21日及び2月22日に受取が確認をされ、その後、特に意見がなかつたことから、反対意見がないというふうに判断をしたそうです。近隣の農地所有者の同意が得られたということで判断をしております。

地元としても、特に問題ないかと思われませ。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

地区担当推進委員の報告が終わりました。

現地調査の報告を小山委員に求めませ。

小山委員

議席番号11番、小山です。

本日、現地を確認してまいりました。

内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりでございます。
本件は第2種農地への太陽光発電施設の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまゝす。したがって許可相当と思われまゝすので、御審議のほど、よろしくお願ひをいたしまゝす。

議長 農業委員の意見が終わりました。
質疑を許しまゝす。質疑ございませぬか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたしまゝす。
採決いたしまゝす。本件について許可することに御異議のない方の挙手を求めまゝす。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしまゝす。

◎議案第2号

議長 19ページ、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしまゝす。
概要の説明を事務局に求めまゝす。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めまゝす。
申請番号1の報告を鈴木推進委員に求めまゝす。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。申請番号1について説明いたしまゝす。
売買による所有権の移転です。
譲渡人は、高齢のため農業経営を辞めたいということ。譲受人は、耕作地に隣接しているため、購入をしたいということでございます。

先日、譲受人とお話をさせていただきました。既に当該の田んぼを借り受け、耕作している状況です。ちょうど道路の進入口に当該の田んぼがありまして、その奥に譲受人の田んぼが隣接してございます。したがって、譲受人としては、手前の進入口の田んぼを購入したほうが都合がいいということでした。

また、現地についても、先日、確認をしてきました。田植の準備が進んでおり、きれいに整地されておりました。今後とも継続して耕作する予定とのことです。

地元としては、問題ないと思われまます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員

議席番号10番でございます。

ただいま鈴木推進委員の御説明のとおりでありまして、私も現場を見てまいりました。

最近では田植機やコンバインが大型化している中で、形や大きさの違う田んぼを担ってくださる方がなかなか見つかりませんが、このように担い手が見つかったことは、とても助かったと思います。長く耕作していただけるようにと私も願います。

何ら問題はございません。

権利者については農地法第3条の第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可することに、御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号2の報告を、隣接地区の川津推進委員に求めます。

川津推進委員 隣接地区担当推進委員の川津です。申請番号2について説明いたします。

売買による所有権の移転です。

譲受人についてですが、申請地の近くにある親戚から借りた畑を耕作していて、そこではネギを栽培しているということでした。今回の土地でもネギなどを作りたいということです。

地元としても特に問題はないということですので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

廣口委員 議席番号12番廣口です。

今、川津推進委員のほうから説明がありましたとおり、私も現地を見てまいりましたが、特に大きな問題はございませんでした。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。申請番号3について説明いたします。

こちらは農業者年金の経営移譲年金受給継続のための使用貸借権の設定です。

親子間の権利移動であります。

現在、順調に田植の準備を進めているようなので、特段問題ないと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号1番藤田委員に求めます。

藤田委員 1番藤田です。

ただいま推進委員の説明のとおりでございまして、特に問題はございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の報告を山下推進委員に求めます。

山下推進委員 地元推進委員の山下です。

譲渡人については、健康不安があり、耕作できないため、貸したいということです。また、譲受人については、自分のところのボランティアグループで加工、消費するために、水

田とか畑を増やしていきたいということで、今回の賃借権の設定になりました。

地元としては何も問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号3番高野委員に求めます。

高野委員 私もちよつと今、現場を何時間前に見てきたんですけど、それこそ遠くから見ると、すごく荒れていて、そのような土地を借りてくれるということで、本当に有り難く思っています。まだ木は出てないもので、草だけですので、どうにか使えるんじゃないかなとは思いますが、そういう方がどんどん増えてくれれば、休耕田も少なくなってくると思います。ただいま、山下推進委員の説明のとおりでございます。何らの問題はございません。
権利者につきまして農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議お願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
番号5は、議席番号16番林委員の関連案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。よって、同委員は退席お願ひします。

(林委員 退室)

議長 再開いたします。

申請番号5の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。申請番号5について説明いたします。

売買による所有権移転です。譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は隣接地であり、相手方の要望で、農地集約のためです。

また、先日、現地確認してきました。きれいに管理されていまして、地元としても何ら問題ないかと思われまして、御審議よろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号4番小川です。
ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございます、何ら問題はございません。
権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
林委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(林委員 入室)

議長 申請番号6の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。申請番号6について説明いたします。

譲渡人は、農業経営を縮小したい、譲受人は、自宅から近い申請地を取得したいということでした。

また、若い人で、これからも有望な方でありました。

昨日、現地確認しました。申請地もきれいに管理されていますので、地元としても何ら問題ないかと思われまますので、御審議よろしくお願いたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員 議席番号16番の林です。

ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、何ら問題ございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうぞ、御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号7及び8は関連する案件でございます。

お諮りいたします。申請番号7及び8を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号7及び8は一括審議いたします。

申請番号7及び8の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

申請番号7と8を一括説明させていただきます。

賃貸借権の設定です。

番号7の譲渡人は、貸与による休耕地の適切な管理及び農地の維持です。番号8の譲渡人は、耕作しないため、また譲受人は、ベトナム国籍で、経営管理者で、また自分のお店で販売するための野菜を作るため。

先日、現地確認してきました。最近まで2筆とも草が生えていましたが、きれいに管理されていて、また担い手が少ない御時世、農地を耕作してくれることは地元としても喜ばしいことと思います。

御審議よろしく願いいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員

議席番号16番の林です。

ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、何ら問題ございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうかよろしく願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号7及び8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。申請番号9について説明します。

売買による所有権移転です。

譲受人は、法人として営農するために当該申請地を取得するためです。また、譲渡人は、本人が当該申請地での営農が困難であることと判断したと。

また、それで売買代金8,300,000円となっておりますが、これを疑問に思い、本人に申請地で聞いたところ、八街市内の農地と、近隣の申請地の合計金額であるそうです。

また、先日、現地確認してきました。とてもきれいに管理されていました。

地元としても何ら問題ないかと思われますので、御審議よろしく申し上げます。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員 議席番号16番の林です。

ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございます、何ら問題ございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 43ページ、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
状況の説明を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。議案第3号、申請番号1について説明いたします。
本日、現地を確認してまいりました。
こちらの申請は営農型太陽光発電の3年間の更新申請です。
パネルの下では、主にネギ、キャベツを生産していくとのことです。
管理はできておりましたので、今後も適切に利用していただければ、地元としては問題ありません。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を石井委員に求めます。

石井委員 委員番号9番石井です。
本日、先ほど現地を確認してまいりました。内容は、先ほど小川推進委員が説明したとおりです。
本件は一時的な利用であることから、農地法第4条第6項ただし書及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため許可相当と思われます。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 63ページ、日程第6、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

番号21は議席番号13番花壇委員の関連案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。これにより、審議の方法についてお諮りいたします。番号21を除いて一括審議として、その後、花壇委員の関連案件である番号21を審議することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は番号21を除いて一括審議とし、その後、番号21を審議いたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。
採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案の番号21を除いた案件につきまして

は意見なしと決定いたしました。

番号21を審議いたしますので、花壇委員の退席を求めます。

(花壇委員 退室)

議長

番号21について御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

番号21を採決いたします。本議案の番号21について、意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案の番号21は意見なしと決定いたしました。

花壇委員の案件が終わりましたので、同委員は入室願います。

(花壇委員 入室)

◎議案第5号

議長

92ページ、日程第7、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1の報告を隣接地区の川津推進委員に求めます。

川津推進委員 隣接地区担当推進委員の川津です。
更新です。
妻と子の3人でネギ、水稻を中心とした経営です。今後も作付面積を維持し、安定した経営を目指すということで、問題はないと思います。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続いて、番号2の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 地区担当推進委員の櫻田です。
こちらも更新となります。
先日、御自宅を訪問し、今後の経営方針につきまして聞いてまいりました。申請人は、現在、妻と本人、あとパート従業員1名でネギ、ソラマメ等を出荷しております。訪問したときは、ネギの出荷の真っ最中でありました。また、水稻3ha弱を作付けして複合経営をしております。
ネギ、トラクター、皮むき機等の老朽化に備え、刷新化を図りたいとの意向でした。
今後も経営の効率化を目指し、所得の向上を目指したいとのことでした。
地元としても何ら問題ございません。
よろしく願いいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見なしと認めます。
採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

議長 日程第8、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。議案の説明を求めます。事務局、お願いします。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号1の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。番号1について説明いたします。

大学院卒業後、2010年から2024年2月まで食品会社の勤務で、2024年4月よりソムリエファームで研修を受講、研修後、松ヶ谷で就農ということで、十分な農業経験を積んでおり、本計画の目標年度には、年間従事時間1,977時間、変更前は1,512時間以内、年間所得3,250,000円、変更前は3,176,000円の安定した経営を目指すということでした。

変更理由なんですけれども、昨年の夏に就農して、いろいろやってみたところ、畑との相性を考えて、今後、機械の導入を行い、作物も大根を減らしてジャガイモやカボチャを増やしていくことでしたので、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、番号2及び3の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。2番について説明します。
新規です。

施設野菜、露地野菜、スイカ、ミニトマト、ニンジン。
現状は20aと、目標は80aです。

前職はシステムエンジニアとして働いていたが、農業に魅力を感じ、SE、コンピューターシステムに培った論理的思

考力や分析力を生かし、営農したい。

農業出荷で安定した販売を実績構築し、将来的には法人化を目的とする。

当面は通いで農作業を行うが、農地近くの農家住宅を取得しており、移住の予定である。

申請番号3について説明します。

これも新規です。

夏スイカ、ミニトマト、スイカ、ニンジン。

現状は20a、目標は80a。

実家中国は兄が大規模営農しており、自身も農作業は経験している。いろいろな職種に就いたが、自分は農業が向いていると思い、就農する。

申請番号2の青山氏とは千葉県農業大学校の同級生であり、お互いに協力し、営農していく。

繁忙期には、家族、日本人の夫と17歳の長男に作業補助をしてもらい、本計画の目標年度には、年間農業従事時間2,000時間以内、年間所得3,176,000円の安定した経営を目指すということです。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。
採決いたします。本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様からの御意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

◎閉 会
議長 御意見がないようですので、以上で本総会を閉会といたします。